

南砺市農業委員会第 35 回総会会議録

- 1.招集日時 令和 5 年 5 月 10 日
- 2.開会時刻 令和 5 年 6 月 5 日 午後 1 時 55 分
- 3.閉会時刻 令和 5 年 6 月 5 日 午後 3 時 45 分
- 4.場 所 福光庁舎別館 大ホール
- 5.委員定数 20 名
- 6.出席委員 16 名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	神村 善一	欠	11	辻 清市郎	出
2	高桑 京子	欠	12	長谷川正昭	出
3	幅田 直行	出	13	山本 弘	出
4	當田 衛	出	14	岡村 俊一	出
5	林 正一	出	15	金田 雄介	出
6	林川 昭三	出	16	山田 良誠	出
7	前川 茂	出	17	城寶 淳子	欠
8	上田 憲仁	欠	18	織田 直信	出
9	佐波 浩	出	19	中村 三郎	出
10	三井 栄	出	20	前川 十一	出

7.議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 164 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 165 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 166 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

第 3 協議第 30 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について

第4 報告第67号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

8.事務局職員

事務局長 前山 浩、係長 長谷川 哲雄、副主任 小幡 抄由里

9.会議の概要

事務局長 予定時刻より早いですが、本日もご出席予定の方全員がお揃いですので始めたいと思います。

今日は非常に天気も良く、本来なら麦刈りが始まるような時期ではありますが、今年は春に暖かかったということで、大麦の刈り取りがもう真っ盛りということでございます。なかなか天気のほうも、連休とかは大雨とかも心配されていましたが、大きな被害がなかったということで少し安心しているところです。このメンバーで行う農業委員会も今日含めてあと2回ということでもありますので、またよろしく願いいたします。

それでは総会の成立についてご報告させていただきます。本日の出席人数は、委員総数20名中16名の出席であります。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定数に達しており、総会が成立することをここにお知らせします。

会議に先立ちまして、前川会長より挨拶方お願いします。

会長

皆様お忙しい中お集まりいただきましてどうもありがとうございます。さきほども話がありましており、麦刈りが最盛期であります。例年よりちょっと早まっているような状態です。私も農業委員会会長全国大会が、コロナが緩くなったということで開催されたため、29日、30日と東京へ行ってまいりました。狭いところに大勢集まって会合しているので、大丈夫かなと心配なこともありましたが、参加したわけです。午前中には富山県選出の国会議員と懇談会をしました。ほとんどの方が顔を出されたのですが、国会開催中ということで、挨拶程度で帰っていかれた方が多かったです。この懇談会の幹事をいつも〇〇町の議員さんがしてくださっているのです、その議員さんだけは最初から最後までずっとおられました。あと参議院の〇〇〇〇先生も最後までおられました。内容としては今までみなさまに引き継いできたような

内容でございます。農政として大きな問題が出ていないということで、全国大会もスムーズに済んだということです。以上ご報告とさせていただきます。

議長

会に先立ちまして、議事録署名委員をご指名させていただきます。

本日の署名委員は 15 番委員、16 番委員の 2 名の方よろしくお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長

議案第 164 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思いますが、受付番号 4 番については、「議案第 165 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」の受付番号 4 番と関連する一体の事業のため、議案第 165 号の議題と合わせて審議させていただきます。

事務局

＝議案第 164 号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回 4 件の申請がありました。面積は 田 17,662 m² 畑 3,778 m² 合わせて 21,440 m²です。

受付番号 1 番です。

申請地は、S48 の土地改良法による換地処分で譲受人〇〇〇〇さんのおじの妻の名義になり、S63 にはその方も亡くなられて、遺産分割協議の結果、おいである譲渡人〇〇〇〇が相続したものです。法定相続人の関係で譲渡人が相続したのですが、この地はもともと譲受人である〇〇家先祖代々の土地であり、現在も譲受人が管理耕作していることから、名義を変更したく今回申請されたものです。

受付番号 2 番です。

申請地は親族による共有名義の土地であります。こちらも法定相続人の関係で本家の土地が婚家側との共有名義になってしまったので、本家の親子での共有名義にするために持分譲渡するものです。

受付番号 3 番です。

譲受人〇〇〇〇は相続により申請地を取得しましたが、こちらも法定相続人の関係で本家の土地が婚家側の名義に移ってしまっている状態です。申請地は譲受人である〇〇〇さんが管理耕作されており、今回本家に名義を返すものであります。

受付番号 4 番です。

後ほどご審議いただく 5 条一時転用として申請がありました営農型太陽光発電設置に伴う地上権の設定です。通常 3 条は総会の日が許可日となりますが、こちらは一時転用申請とセットになるため、許可日は一時転用の許可日と同日になります。

1 番～3 番はいずれの案件も、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。また、4 番については、基本的に地権者の同意があれば許可要件を満たしているものと考えられます。

議長 4 番については後ほど審議いたしますので、1～3 番の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議長 議案第 164 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の受付番号 1 番から 3 番に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、1 番から 3 番は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第 165 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。なお、受付番号 4 番については、「議案第 164 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」の受付番号 4 番と関連する一体の事業のため、今回まとめて議題とさせていただきます。

事務局 =議案第 165 号について議案書をもとに朗読・説明=

今回 4 件の申請があり、田 9,920 m² 畑 18 m² 計 9,938

ず 3.2 m²必要となっております、さらにキュービクル基礎と言って電気を発電するための機械を設置するための基礎部分に必要な面積が 2.88 m²、それから電柱を 1 本建てないといけないということでそれが 0.13 m²、ネットフェンスが 7.82 m²、そのフェンスを建てる基礎部分として 3.06 m²、あわせて 17.09 m²になり、切り上げて 18 m²になっています。ただ、自分たちからしたら、実際空中にパネルがあるのにこんな面積でいいのかという気はしますが、一応そういうふうな根拠の出し方になっています。

会長 どういうことかと言いますとパネルをつけると屋根みたいになるが、パネルの下は農地として利用できるの、農地として利用できなくなる部分のみを転用面積として認める、残りの部分は農地として利用するというものなのです。東京に行ったときに、〇〇議員さんが山の中には太陽光パネルが壊れて置いたままになっているところがある。壊れたときどうするのかは、十分地元と業者としっかり話をしておいてくださいと言われました。

〇〇委員 もし、何かあったときは地元なのか。

会長 いえいえ、それは業者ですけど、もしものときの取り決めが必要だと思います。

事務局 そうですね、今の会長のお話にあったように、通常、転用申請に添付いただく資料のほかに、営農型太陽光の場合は、撤去にかかる合意書というものがあまして、そこで何かあった場合は業者が責任をもって撤去するというような取り決めをすることになっています。転用申請に記載する資金計画にも、事業をするための費用ではなくて、撤去をするための費用も含めたもので記載することになっていますし、それを裏付けする資金証明の添付も必要になっております。今回の申請でも撤去費用を含めた資金計画を提出いただき、その金額を裏付けできる資金証明を提出いただいております。

〇〇委員 電気の売買先って南砺市でしたか。

事務局 〇〇〇〇〇〇さんという会社です。

事務局 何年からかはっきりお答えできなくて大変申し訳ないのですが、最近ではないです。先ほどお話していましたが〇〇〇市の事例が確か平成 28 年くらいだったかと思imasuので、その頃にはもう出来るようになっていたものです。

〇〇委員 畑とか山とかだけじゃなくてですか。

事務局 そうですね、遊休農地とかですと 10 年間と長めの申請ができたりはするのですが、今回の場所はそういう場所ではないですし、認定農業者さんが耕作される場合ですと 10 年申請できるのですが、それもあてはまらないということで 3 年の申請となっています。この制度は、遊休農地を再利用させたいという国の思いと再生可能エネルギーを進めたいという国の思いの両方があるように思います。

こういった事例は県外では多く許可された事例がありますが、富山県では今回が初となるため、県も農業会議も慎重になっておりまして、より多くの方の審議をいただいた方がいいということで、通常県の常設審議会に諮る案件は転用面積が 3,000 m²以上となっているのですが、市町村が希望すれば面積に関係なく審議会に諮ることができるという助言をいただきました。そういうことで、県の常設審議会にも諮る予定としております。県の常設審議会に諮るということは現地調査も行われるということで、来週予定しているところです。

〇〇委員 高麗人参は収穫まで 5 年かかるということでしたが、その間収益はないということですよ。上地を借りる人と下地で耕作する人は違う人ですよ。耕作者に地代かなんか払うのですか。それと、高麗人参を作ったことがないものが、教えてもらいながらとはいえ植えて、それが本当に 5 年後に収穫できるのかは分からないのでいろいろ問題も起きると思います。どこでも何でも植えればできるというものではないのですし。そうするとやってみて、思うような収穫ができなかった場合、本人さんも心配だと思うのです。きちんと担保されていると言うかもしれないが、実際あちこちで設置したまま放置されているという今までのパターンを見ると、誰が責任持ってやるかをきちっとしておかないといけないと思います。

事務局 そうですね。そうやって約束しているが、うまくいかなかったときにちゃんと責任もってやるかと言われれば、その時にならないと分からないと言われるとそうなのです。じゃあ、そういう場合に誰が代わりにやりますというのはこの場ではっきり言うことはできないのですが、先ほどの収益に関しましては、順調にいけば、5年後の収益で5年分は賄えるとは聞いています。ただ、さきほど〇〇委員さんが言われたとおり、じゃあ3年やってみて収穫を待たずに終わってしまったら、あるいは5年後思ったように収穫できなかったときにどうするのかということについては、確認をしないといけないかなと今聞きながら思いました。

今、実は業者さんに電話待機していただいているので、この件について確認してもよろしいですか。

事務局 その部分はそうだね、確認してもらえばいいですね。ちなみに高麗人参は誰が買い取りするのか。

事務局 高麗人参は粉末にする業者さんが買い取りすることになっていて、そちらで製品にする予定です。

事務局 生産補償はどうなっているのか確認した方がいいですね。

〇〇委員 契約書の項目にどういうふうに謳ってあるか気にしなければいけないと思う。101年と書いてあれば、永久という意味だから、そこは確認しなければいけないと思っていたが、3年と事務局が説明されたので、それはそれで安心しました。

事務局 地上権の契約は3条でするので、土地の契約とはちょっと違うかもしれないです。

〇〇委員 法務局の届出のときに、契約書の添付を求められるのだが、そのときは3条でいいのか。

事務局 はい、許可書があればできます。

会長 ここはこれだけの資料ですが、現地確認に行くときは、詳細な資料がでます。

事務局 まあ、そうなります。

会長 ここで評決しないことは恥でもなんでもなし、分からないことがあれば、とことん煮詰めて県に進達すべきだと思うので、業者に一回総会に来て説明してもらおうように言えればいいのではないか。

事務局 今日保留にするのであれば、どの部分が分からないから保留になったかを明確にして、次の時に何を準備しておかなければならないかを伝える必要があると思います。さきほどの耕作補償の話、台風とかの災害補償、倒産などの撤去費の確認ということによろしいでしょうか。

会長 おそらく設計図は作っていると思う。どれだけの強いものを作るのか、何も知らずに県に通すのは無責任なことになるので、そこも確認する必要があると思います。

〇〇委員 問題点を整理して、もう1回聞けばいいのではないか。

会長 ここでよく分からないまま承認して、あとで何かあったときに何をしていたのかとなっても困るので、業者に来てもらって話を聞く機会を設けたらよいのではないかと思います。
提出された議案はそのときにすべて通さないといけないものでもないので、どうでしょうか。

議長 3条の4番と5条の4番を除いて、採決をとってもよろしいですか。

(はい。) の声あり

議長 3条の4番と5条の4番を除いて、採決をとります。

議長 議案第165号 農地法第5条第1項の規定による許可申請受付番号1番～3番について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、1番から3番は原案どおり承認されたもの
といたします。4番の案件は、みなさんが納得のいくように次
回業者さんに説明していただきまして、再度審議することと
いたします。それに伴いまして3条の4番も次回再度審議と
いたします。

事務局 今回の件で耕作の関係とか撤去とかについてですね、電話で
確認して後ほどお答えさせていただいてもよろしいですか。

議長 いいですよ。

議長 その間、次の議題へ進みます。

議長 議案第166号 農用地利用集積計画（案）の決定について、
事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第166号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 利用権設定等に関する案件で、今回は5月分として届出が
あり、市長部局から諮問があった分を掲載してございます。
今回、71件・240筆の申請がありました。面積は、田213,906.79
㎡、畑22,342㎡で計236,248.79㎡です。

3番は、昨年度まで〇〇〇〇〇〇〇〇〇だったのですが、解散
されたということで、新たに〇〇〇〇〇〇〇〇〇ということになり
ましたが、〇〇地域ということで0円設定となっています。

4番は〇〇〇〇さんにおられて独立された〇〇〇〇さんで、
新規就農者になれる予定の方に預けるものであります。

17～18番は仲間田で19番がその隣接ということで一緒に預
けることになったということです。

20番以降は農地中間管理機構を通して担い手に配分する案
件です。

この中で43番、45番、47～51番、53～55番、56～65番、
67～68番が同じ案件になって0円設定となっています。柿畑
で生育から収穫まで一貫で管理されたものが、あんぽ柿とし
て出されるという基準があるようで、今回の件はこれからと
いうことで今の時点では未設定ということで、こういう表記
になっているとのことです。

70番も仲間田のような田んぼになっていまして、そんなこ

ともあって賃借料は未設定となっていると伺っています。
流動化率は前回より微増の 59.37%です。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議長 議案第 166 号 農用地利用集積計画(案)の決定について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長 続きまして協議事項へ進みます。

議長 協議第 30 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝協議第 30 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 除外の受付番号 1 番です。
願出者は〇〇〇さんと〇〇〇〇さんです。住宅が立ち並ぶところに建っている両親の住宅の横に分家住宅を建てたいというものです。

除外の受付番号 2 番です。

願出者は〇〇〇〇〇〇(株)さんです。コンピュータを開発する会社として有名です。地目は田になっておりますが、現況畑になっているところを駐車場として利用したいというものです。〇〇〇〇〇〇(株)さんは、〇〇川の上流にある場所を購入してオフィスとして利用しておられまして、4 階建てのオフィスなのですが現在 4 階は利用していないそうです。今後、事業拡大のために 4 階をオフィスにして人を増やしたいということと、本社もこれまでテレワークで人を少なく回してい

ものです。山間地域ということで、なかなかまとまって開けた土地がないということで、このたび 田畑合わせて 14 筆 8,109 m²を除外申請されたものです。

願出者である地権者は全部で 9 名で、トンネル工事が終われば原状復帰するというので一時転用となります。農振農用地のまま除外せずにできる一時転用の期間は 3 年までです。一時転用であっても今回の計画のように 6 年かかるような場合は、まず除外からしていただく必要があります。今回の申請となっております。

除外の受付番号 9 番です。

譲受人である(株)○○○さんはかつて○○サービスエリアにありますおむすび屋さんをやっておられましたが、現在は○○駅等で出店しておられます。この方のご実家の農地である田 1 筆 187 m²を車庫・駐車場敷地として既に利用している状況でして、いわゆる無断転用の是正案件でございます。

除外の受付番号 10 番です。

願出者は○○○○さんで願出地 田 3 筆 406 m²を住宅敷地や前庭として既に利用しているということで、こちらも無断転用の是正案件となっております。交差点のはす向かいになるお宅で、交差点が拡幅されたときに農地が縮小されたかと思うのですが、その後お庭や息子さんの住宅を増設されるような形で一部今回申請する農地に食い込んでいるような感じになってしまっています。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議長 協議第 30 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長

続きまして報告事項へ進みます。

事務局

報告第 67 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

＝報告第 67 号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回 9 件の届出がありました。

面積は田 14,545.58 m² 畑 590 m² 計 15,135.58 m²です。

受付番号 1 番は、認定新規就農者になる予定の方に預けるために合意解約したものです。

受付番号 2 番は、中間管理機構通しに変更するために合意解約するものです。

受付番号 3 番も、中間管理機構通しに変更するために合意解約するものです。

受付番号 4～5 番は、担い手を変更するために合意解約したものです。

受付番号 6～7 番も、担い手を変更するために合意解約したものです。

受付番号 8～9 番も、担い手を変更するために合意解約したものです。

議長

この報告事項について、ご質問、ご意見などございますか。

(特になし)

議長

さきほどの営農型太陽光の案件について確認した事項について説明をお願いします。

事務局

3 点について、事業者さんに電話で確認しました内容をお知らせいたします。

まず、初めに下の農地で収穫できなかった場合の耕作補償についてです。農作業をされるのは、所有者さんと指導をする方なのですが、それにかかる経費は全部(有)〇〇さんの方で出すことになっているので、本人さんには農作業による損失はない、収穫できないことによって経費分がマイナスになることはないということでした。

それから 2 点めということで、台風とかで壊れてしまった場合の保障についてです。今回の資金計画の中に、一部クレジット会社から融資を受ける部分があるのですが、そのクレジット会社に災害時の補償が 15 年ついているということでした。なので、とりあえず 15 年は何かあってもその補償を受けることができるので対応可能ということでした。

最後 3 点目ですが、もし〇〇さん自身が倒産してしまった場合どうなるのかということです。こちらもしきほどクレジット会社の 15 年補償がついているということをお話しましたが、もし倒産した場合は権利が全部カード会社のものになるため、そちらが責任をもって引き継いでいくことになるということでした。期間は 15 年と限定的ではありますが、そちらの方で面倒を見ることになるということでした。

以上、3 点についてはそのような回答でございました。これを受けまして、どういたしましょうか。

議長 これで納得できるかどうかですが、あれだけ質問が出たのですから、この回答だけで分かりましたにはならないように思いますがいかがでしょうか。

事務局 質問の回答をお聞きするとともに、一応この状況をお話して次回来ていただくことは可能か確認もしてみましたところ、説明に来れるように調整しますと言われました。

議長 説明に来ていただくということでよろしいでしょうか。

(はい) の声あり

事務局 では、次回説明をしていただくということでよろしく願いいたします。

議長 次回この場に来て説明をいただくということ、またそれなりの資料も持ってきていただくことを思っておりますので、また皆様方のご意見をお聞かせいただきたいと思います。

議長 その他について事務局からお願いします。

事務局 次回は総会後に懇親会を計画しておりますので、出欠の方

をまたお聞かせください。

- ・ 3/27 総会で承認いただいた「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、認定新規就農者の人数修正報告
- ・ 5/7 総会で承認いただいた「令和4年度最適化活動等の実施状況の公表（案）及び令和5年度最適化活動の目標等（案）」について、基本構想基到達者の変更と遊休農地の面積を累計面積に修正
- ・ 令和5年度農業経営継承・法人化セミナー開催の案内参加されたい方は事務局まで
- ・ のうねんだより配布
農業者年金の現況届提出者にもお配りしているもの

議長

ほかに全体を通じて何かご意見はございませんか。

〇〇委員

いまほど営農型太陽光の話がありましたが、私の担当する地域でもそのような話がありましたので、これから増えていくと思いますし、情勢だけ説明させていただきたいと思います。

私のところは、この写真のようなタイプではなくて、1枚のパネルが横が5m、縦が4mほどの1枚パネル、支柱が直径50cmほどの太いもので、20基あります。要するに1町の田んぼに5m×40mのものが20基建つということです。

昨年の夏秋ごろからそんな話が出まして、私は農業委員として関係する人に2回ほど集まっていただきました。関係する人とは、一時転用ですので、農地に隣接する耕作者、それから意見書を書いてもらう両土地改良区とかに集まっていただきまして、営農型太陽光とはどんなものからはじめて、事業者はどういう方なのかというような話をしました。営農型太陽光の下では、今回は高麗人参でしたが、私のところはビニールハウスでいちごを作るということでした。棟は10mくらいになります。太陽光発電の下にビニールハウスを建てるのですから10mくらいないと難しいということです。雨が降ると、ビニールハウスに一時的な水が瞬間的に増えるという

ことで下流域にいる方が心配されまして、そのほかに庄川上流用水主催でも1回集まりました。さらにもう一度南砺市土改が主催でやりました。その後5月に区長さんが地元説明会を開催したということで、5度の説明をしてもまだすっきりしないという恰好で動いてますが、地元としてはそれで最終なのかなという雰囲気です。ですからこのあと業者さんがいろんな資料を作り上げてハンコをもらって回るという恰好で動いていくと思います。

いろいろ感じているところは、この種のものというのは非常にこれから増えていきまして、要するに田んぼを今すぐに売りたい地主と田んぼを作りたいくない営農組合、それに俗にいう当時40円や30円ぐらいの売電価格の権利を持っている事業者はいっぱいいるんですね、ですからこの三者が絡むとこういうものがどんどん出てまいります。

別に私どものところは中山間地のない非常に大きな区画のところですが、この営農型ということで下地にいちごを作ったり、そのあとにはさつまいもに切り替えるというふうな言い方もされていましたが、まったく反対する余地もなくこういうのが出てくるわけです。もともと平成25年くらいから、太平洋側ではどんどんこういうものが出てまして、〇〇県とか〇〇県ではこういうものが当然のように建っています。特に下地で一番多いのは、日陰を好み手間もかからないので榊ですね。

うちの地域の事業者は地元の方ですが、その息子さんが農業法人を作って農地を取得し、息子さんの農地の上に太陽光発電をお父さんが設置するという形になります。ですから非常に複雑な関係の中で動いていくことになってまいります。地元の方が5回も説明会を行ったので、中には反対されている方もいますが、ほぼ納得の中で動いていくような恰好になるかと思います。

ただ、今まで広い水田があって立山が見えたのに、突然そういうものが見えなくなるというのは地域住民にとっては在るより無いほうが良いというので、気持ちとしては反対ということになるかもしれませんが、立場によって口では反対とは言っていますが、中には本音は在ったほうが良いねという方も半分ほどいらっしゃいます。農業情勢からみてもそういう方向に行くのも避けられないのかなと感じています。

議長

ありがとうございました。
今のご意見ですが、農業委員会に案件としてきたら、地元
の人は賛成をしたという取り方しかできないと思いますの
で、十分協議していただきたいと思います。

〇〇委員

この場合、一時転用ですから農振除外みたいに区長さんの
ハンコをもらう必要がないのです。それもあって区長さんも
みんなを呼んではいるのですが、みんなの反対の意見を集約
するのは大変つらいという思いでした。今回は、農業委員が
全先頭に立ってやってほしいという要望が強かったのです
が、私としては農業委員は地元の反対意見の旗振りをするも
のでもないし、賛成する立場でもないと思うのです。ただ、
我々が太陽光を知らない以上に区長さんは全く分からないわ
けですから、事業者の話聞いて地元に戻すというのは大変
なご苦勞をなさったと思います。立派な区長さんだったので、
それをやり遂げられましたけど、区長さんの思いからすれば、
だれか中心になってやってくれればいいなという思いは十分
わかります。以上です。

議長

ほかに何かご意見はございませんか。

(特になし)

議長

以上で、本日の議案・協議・報告事項はすべて終わります。

議長

次回の総会は令和 5 年 7 月 5 日 (水) 午後 2 時から、場所
は南砺市役所別館 3 階大ホールとなります。

以上で、南砺市農業委員会第 35 回総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後 3 時 45 分)

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長